

平支援学校機械設備保全管理業務仕様書

1 委託業務概要

- (1) 名 称 平支援学校機械設備保全管理業務
- (2) 場 所 福島県いわき市平上平窪字羽黒 地内（平支援学校）
- (3) 面 積 12,972㎡ 3階建て
- (4) 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (5) 目 的

平支援学校機械設備の維持及び良好な執務環境を確保するため、機械設備の定期保全業務について、関係法規及び以下に定める事項により機械設備の定期保全業務を行う。

2 業務内容

- (1) 冷温水発生機の点検・切替・清掃・調整を行うこと。
- (2) 冷却塔の点検・清掃・調整を行うこと。
- (3) 真空ヒーター（ボイラー）の点検・清掃・調整を行うこと。
- (4) ポンプ類の点検・調整を行うこと。
- (5) パッケージエアコンの点検・清掃・調整を行うこと。
- (6) ファンコイルユニット（中央制御冷暖房）の点検・清掃・調整を行うこと。
- (7) 温水パネルヒーターの点検・調整を行うこと。
- (8) 自動制御機器等の点検・清掃・調整を行うこと。
- (9) ろ過機（水治訓練室）の点検・清掃・調整を行うこと。
- (10) 設備の検査・点検・清掃・調整内容で、関係法律により監督官庁への届出及び報告が必要とされているものについて、関係書類を作成し提出すること。
- (11) 総合動作試験を行うこと。
- (12) その他必要と認められる立ち会い、連絡調整及び報告に関すること。
- (13) 業務内容で完了した項目については、その都度報告書を提出すること。

3 支払方法

四半期の業務完了後、適法な請求書を受理した後に支払うものとする。

4 保全業務対象設備及び回数

別紙「機械設備及び業務細目」のとおり

5 定期保全業務

- (1) 定期保全業務は、別紙「機械設備及び業務細目」に定める「業務細目」により行う

こと。

- (2) 清掃の結果発生した汚泥等は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理すること。
- (3) 上記「業務細目」に定めのない場合においても業務上必要なものについては、誠意を持って業務を行うものとする。
- (4) 年間業務実施計画書を事前に作成、提出すること。
- (5) 業務の結果、異常を発見した場合には、直ちに適切な処置を行い、障害発生を防止するとともに、その結果を報告すること。
- (6) 業務の結果、修理を要すると認めたときは、その都度遅滞なく報告すること。
- (7) 点検業務に使用する消耗品は、受託者（以下「乙」という。）の負担とする。

6 業務従事者

- (1) 乙は統括責任者を指名し、福島県立平支援学校（以下、「甲」という。）に書面をもって提出すること。
- (2) 乙は、甲に統括責任者の経歴、資格等の写し及び責任体系を示す書面を提出すること。
- (3) 業務従事者は、設備の点検清掃において、必要な教育訓練を修了した技術優秀なものとする。
- (4) 甲は、業務従事者として不相当と認められた者については、乙と協議のうえ、交代させることができる。

7 疑義

この仕様書に定めのない事項またはこの仕様書に疑義が生じた場合には、必要に応じて、甲・乙協議してこれを定めるものとする。